

尾張旭市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき
実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成28年2月29日

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

市民生活部（産業課、環境課、市民活動課、市民課）

3 監査の期間

平成 27 年 12 月 25 日から平成 28 年 1 月 29 日まで

4 監査の方法

平成 27 年度(平成 27 年 11 月 30 日現在)における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項

- (1) 資源等収集運搬業務契約事務について、予定価格を設定する際に設計額を合理的理由もなく減額する事例が認められた。予定価格を決定するにあたり、設計額から減額する場合には合理的理由が必要である。
- (2) 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業に係る第 1 期、第 2 期及び第 3 期の補助金交付決定の決裁が課長専決で行われている。決裁規程により第 1 期及び第 3 期の交付決定は部長専決により、第 2 期の交付決定は副市長専決により行う必要がある。
- (3) 補助金交付申請書兼実績報告書において、申請人以外の者による必要と思われな数字の書き込みが複数件行われていた。申請書の取り扱いについて適切な事務処理を行うよう注意が必要である。（以上、環境課）
- (4) 農業用水路の公共用物使用許可の決裁において、総務部長及び財政課長の合議が行われていない。決裁規程により「部長決裁以上は、総務部長及び財政課長に合議すること。」とされているため、当該決裁は合議が必要である。
- (5) 東部市民センター敷地に設置された郵便ポストの使用料の額について、「公共的団体による公益的な事業と認められるため土地の使用料については、行政財産の目

的外使用料条例第6条第1号の規定に基づき減免とする。」との規定により、申請人である日本郵便株式会社の使用料を全額免除としている。しかし、この規定により使用料を減免することができるかとされている公共的団体は、行政実例（昭和24年1月13日、昭和34年12月16日）により産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体など公共的な活動を営むものとされている。よって、法人である日本郵便株式会社を公共的団体として該当させることの可否について、使用許可の更新時までに検討を求めるものである。（以上、産業課）

- (6) 市有財産（普通財産）貸付事務において、借受人からの普通財産借受申請書の提出など、貸付けの手続きが執られていない事例が認められた。公有財産管理規則第20条及び第21条により所要の手続きを行う必要がある。（市民活動課）
- (7) 自動車臨時運行許可番号票弁償金の調定が行われていない。当該弁償金は、会計規則第4条により事前の調定が必要である。
- (8) 印鑑登録証磁気カード印刷業務契約事務について、支出負担行為が行われていない。当該契約は、会計規則第35条により支出負担行為の決議が必要である。（以上、市民課）